

証券コード 7683

2020年4月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿1丁目20番18号 7F

株 式 会 社 ダ ブ ル エ ー

代 表 取 締 役 肖 俊 偉

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

1. 会社の現況
 - (1) 新株予約権等の状況
 - (2) 会計監査人の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

1. 連結株主資本等変動計算書
2. 連結注記表

■計算書類

1. 株主資本等変動計算書
2. 個別注記表

■事業報告

1. 会社の現況

(1) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2017年11月17日	
新株予約権の数		135個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	2,700株
		(新株予約権 1 個につき)	20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり	11,161円
		(1 株当たり)	559円)
権利行使期間		2019年11月18日から 2027年11月17日まで	
行使の条件		(注) 3	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	135個
		目的となる株式数	2,700株
		保有者数	1名

(注) 1. 2019年7月11日付で行った1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 上記の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

3. 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

③新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。

記

権利行使が可能になる日から1年を経過する日まで 3分の1

権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過するまで 3分の2

権利行使可能日から2年経過日の翌日から3年を経過するまで 3分の3

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITEDについては、会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新規上場に係るコンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるために、経営理念及び行動規範を定める。代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ロ. 当社グループは「内部通報規程」を定め、内部通報制度により、法令違反その他不正行為の早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行う。
- ハ. 代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。諮問委員会（部長会議）は、各部門長又は役職員の中からコンプライアンス施策を行う担当者を選任して、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- ニ. 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備の状況を監査し、法令及び定款に違反する問題の有無及びその内容をリスクマネジメント委員会に報告する。コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、リスクマネジメント委員会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ホ. 代表取締役、監査役、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、代表取締役は定期的に取締役会にその結果を報告する。
- ヘ. 従業員の法令・定款違反行為についてはリスクマネジメント委員会から諮問委員会（部長会議）に処分を求め、役員の法令・定款違反については取締役会で具体的な処分を決定する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「決裁権限規程」、「文書管理規程」等の既存の諸規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスクマネジメント規程」において定めるリスクマネジメント委員長をリスク管理統括責任者とする。リスク管理統括責任者は、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」等の既存の諸規程に加え、必要なリスク管理に関する規程の策定にあたる。
- ロ. リスク管理統括責任者は、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

- ハ. 内部監査室は当社グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、代表取締役へ報告する。代表取締役は、内部監査の結果をもとに、各部門長に対し全社的なリスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に取り締役会へ報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。
 - ニ. 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループのコンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は「取締役会規程」、「組織規程」、「決裁権限規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を構築すると共に、子会社にてこれに準拠した体制を構築させる。そのうえで、以下の管理システムを用いて取締役等の職務の執行の効率化を図る。
- a. 職務権限・意思決定ルールの策定
 - b. 会社運営等の重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の意思決定の諮問機関としての会議体の設置
 - c. 取締役会による原則3事業年度を期間とするグループ中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 子会社の代表取締役に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付ける。
 - ロ. 子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付ける。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
 - ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役又は監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。
 - ハ. 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社グループの業務執行状況を監査する。
 - ニ. 内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ロ. 監査役から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ハ. 監査役から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役に対し次の事項を報告することとする。
- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 重大な法令・定款違反
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. その他コンプライアンス上重要な事項
- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- ロ. 内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ハ. 内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査役に対して報告する。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が監査役に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益取扱いを禁止する旨を明記する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 監査役による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ハ. 社外取締役及び社外監査役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実施する。

⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- イ. 財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規程及び手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ロ. 内部監査室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び監査役に報告すると共に、当該部門はその対策を講じる。

⑭ 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容

- イ. 当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、その旨を「反社会的勢力対応規程」に明記し、関連マニュアル等を配付することで全役職員に対し周知徹底を図る。
- ロ. 反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、人事総務部が警察・弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応する。

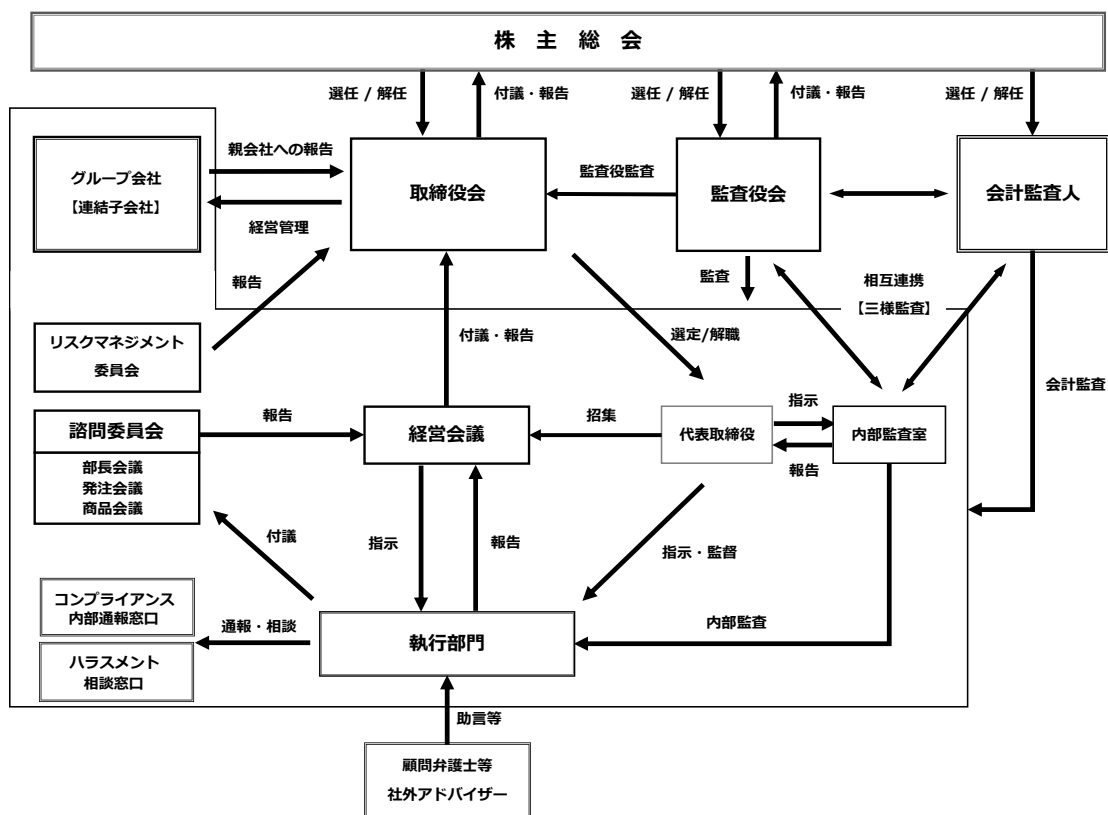
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に係る意思決定機関として月に一度、定例の取締役会を開催し経営上の重要事項について協議・決議を行っております。また、取締役及び常勤監査役のほか、部長・シニアマネージャーから構成される経営会議を適宜開催することで、取締役会から委任された決裁権限の範囲内で各部門の執行案件を審議すると共に、迅速な経営戦略の立案や業務計画の見直しが可能な体制を構築しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会にて忌憚のない意見を述べているほか、経営上の重要な意思決定プロセスを適宜モニタリングすることで、取締役の業務執行状況に対し実効性のある監督・牽制機能を働かせております。

その他、当社は取締役会の機能を補完するための機関として各種諮問委員会及びリスクマネジメント委員会を設置し、従業員の賞罰や商品の発注・仕入、品質や販売促進に関する協議を行うことで、適切なリスク対応方針の策定を実施しております。

なお、当社の機関及び内部統制に係る企業統治の体制図は次のとおりであります。



3. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

■連結計算書類

1. 連結株主資本等変動計算書

第19期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	50,000	—	3,163,316	3,213,316
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行	1,593,339	1,593,329		3,186,668
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			757,481	757,481
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額（純 額）				
当連結会計年度変動額合計	1,593,339	1,593,329	757,481	3,944,150
当連結会計年度末残高	1,643,339	1,593,329	3,920,798	7,157,467

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△2,911	△15,265	△18,176	3,195,140
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				3,186,668
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				757,481
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額（純 額）	△8,938	581	△8,357	△8,357
当連結会計年度変動額合計	△8,938	581	△8,357	3,935,793
当連結会計年度末残高	△11,849	△14,684	△26,533	7,130,933

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・主要な連結子会社の名称

CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED

江蘇京海服装貿易有限公司

CAPITAL SEA SHOES LIMITED

上記のうち、CAPITAL SEA SHOES LIMITEDについては、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました株式会社ダブルエーパートナーズは、当連結会計年度中に清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用していない非連結子会社でありました株式会社ダブルエーパートナーズは、当連結会計年度中に清算終了しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、江蘇京海服装貿易有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日1月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

事業所の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）、小売店舗の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. ポイント引当金

将来のポイント使用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末のポイント残高に応じた要積立額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末における要支給額により計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

・株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

在外連結子会社のリース資産及び負債の認識

一部の海外子会社は、当連結会計年度の期首よりIFRS第16号（リース）を適用しております。当該会計基準の適用により、当連結会計年度末における建物及び構築物が550,316千円、リース債務（流動負債）が357,475千円、リース債務（固定負債）が214,180千円計上されております。なお、当該会計基準の適用が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	200,000株	4,546,900株	— 株	4,746,900株

(注) 1. 当社は、2019年7月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の増加は、株式分割による増加3,800,000株、新規上場に伴う公募増資による増加700,000株、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加37,300株、ストック・オプションの権利行使による増加9,600株によるものであります。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 25,700株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画や出店計画に照らして、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

投資有価証券は、上場株式であり、定期的に時価の把握を行っていますが、現在保有している金融商品を除き、原則として元本が毀損するリスクの高い商品の取引を行わない方針です。

デリバティブ取引は、実需の範囲で行い、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びその当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に出店に伴う差入保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、またリース債務は一部の海外子会社について「リース」（IFRS第16号）を適用したものです。これらは、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用している為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、売掛金に係る取引先の信用リスクは、店舗別・取引先別に期日管理・残高管理を行うとともに、信用情報の把握を定期的に行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。取引相手先は主に電鉄系企業や大型商業施設を運営する大手デベロッパーに限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。敷金及び保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先の高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、上場株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。当社は、商品の輸入に伴う外貨建取引については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してリスクの回避に努めております。デリバティブ取引の執行・管理については取引権限等を定めた経理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。また、その残高照合等は経営管理部が行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経営管理部等担当部門が年次予算に基づく資金繰計画表を作成し、月次で実績・予算を更新するとともに、現金及び預金で手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異な

る前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,886,702千円	3,886,702千円	－千円
(2) 売掛金	698,271	698,271	－
(3) 投資有価証券	155,463	155,463	－
(4) 敷金及び保証金	833,124	755,076	△78,048
資産計	5,573,562	5,495,514	△78,048
(1) 買掛金	285,496	285,496	－
(2) 短期借入金	60,000	60,000	－
(3) 未払法人税等	506,576	506,576	－
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のリース債務を含む）	571,655	572,350	694
負債計	1,423,729	1,424,423	694
デリバティブ取引（※）	18,320	18,320	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

（4）敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（1）買掛金、（2）短期借入金、（3）未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,502円23銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	181円13銭

7. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2020年3月16日開催の取締役会において、株式会社卑弥呼の全株式を取得して、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社卑弥呼
事業の内容	婦人靴の販売

(2) 企業結合を行う主な理由

当社グループのこれまで培ってきた経営資源やノウハウと、被取得企業の高価格帯ブランドを活用し、これまで以上にお客様に支持されるシューズブランドとなれるようにグループ一体となり取り組むことで、グループ全体の企業価値及び株主利益の最大化を図ることを目的としております。

(3) 企業結合日

2020年5月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

(8) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	400,000千円
取得原価		400,000千円

(9) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定していません。

(10) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

■計算書類

1. 株主資本等変動計算書

第19期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	50,000	—	2,970,330	3,020,330
当 事 業 年 度 変 動 額				
新 株 の 発 行	1,593,339	1,593,329		3,186,668
当 期 純 利 益			725,046	725,046
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）				
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	1,593,339	1,593,329	725,046	3,911,715
当 事 業 年 度 末 残 高	1,643,339	1,593,329	3,695,376	6,932,045

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△2,911	3,017,418
当 事 業 年 度 変 動 額		
新 株 の 発 行		3,186,668
当 期 純 利 益		725,046
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△8,938	△8,938
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	△8,938	3,902,776
当 事 業 年 度 末 残 高	△11,849	6,920,195

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券
・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ③ デリバティブ | 時価法を採用しております。 |
| ④ たな卸資産
・商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 事業所の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）、小売店舗の有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5年～39年
建物付属設備 3年～15年
工具、器具及び備品 3年～10年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期日日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。 |
| ② ポイント引当金 | 将来のポイント使用による売上値引に備えるため、当事業年度末のポイント残高に応じた要積立額を計上しております。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末における要支給額により計上しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
- ・ 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 773,705千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- 短期金銭債権 6,315千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	50,226千円
販売費及び一般管理費	18,000千円
営業取引以外の取引高	912千円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	76,601千円
減損損失	13,312
資産除去債務	44,731
未払事業税	14,771
賞与引当金	18,466
ポイント引当金	929
退職給付引当金	11,225
役員退職慰労引当金	60,214
たな卸資産評価損	37,102
その他有価証券評価差額金	5,229
その他	1,651
繰延税金資産小計	284,235
評価性引当額	△60,214
繰延税金資産合計	224,021
繰延税金資産の純額	224,021

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED	所有 直接 100%	役員の兼務 資金の援助	資金の貸付	－	関係会社 長期貸付金	182,520
				利息の受取 (注)	912	その他 流動資産	2,103

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員かつ 主要株主	肖 俊 偉	被所有 直接 66.4% 間接 4.2%	当社代表取締役 債 務 被 保 証	賃貸借に伴う 債務被保証 (注) 2	12,008	－	－

(注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、一部の店舗の賃貸借契約に基づく一切の債務について債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,457円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 173円37銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

取得による企業結合については、「【連結注記表】7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9. その他の注記

該当事項はありません。